



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

南ア、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

新型コロナウイルス情報（南アフリカでの国境の再開） 12/03現在

【ポイント】

●南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1への引き下げ（9月21日から）に続き、11月12日から全ての国からの渡航を許可しました。また、国家的災害事態をさらに1ヶ月（12月15日まで）延長しました。

●国際線が利用できる国際空港は、OR タンボ（ヨハネスブルグ）、ケープタウン、キング・シャカ（ダーバン）のみです。なお、南ア国内線も運航しています。

●南ア入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要です。

また、海外旅行保険の加入も推奨されています。これまで入国された方によると搭乗時に保険の加入をチェックされる場合があるようです。書類の確認は、出発地空港での航空会社チェックイン時及び入国時等に行われますので、事前に航空会社に確認してください。

●一部の航空会社は、南ア出発フライト便の搭乗手続きに際して、成田空港到着乗客を対象に、日本の厚生労働省のオンライン（検疫）質問票を登録した際に受信するQRコードの提示を求めています。この申告は、本来入国時に行うものですが、万が一チェックイン時に登録した場合は、必ず到着時の状況を踏まえて修正入力を行ってください（虚偽の申告をした場合罰則規定がありますので注意してください）。

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

（厚生労働省オンライン質問票）

●日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

●現在のORタンボ国際空港、ケープタウン国際空港等の状況は、空港建物内には乗客のみしか出入りすることはできませんが、送迎車などは駐車場や建物前（ドロップオフ）までアクセス可能です。

●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

【本文】

1 南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1への引き下げ（9月21日から）に続き、11月12日から全ての国からの渡航を許可しました。また、国家的災害事態をさらに1ヶ月（12月15日まで）延長し、引き続きロックダウン規制が実施されています。

2 南アへの入国

（1）南アへの入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要となり、この証明書は認定されている検査所で発行され、かつ検査を実施した医師名と署名が必要とされています。現時点では、南ア当局は、抗原検査や抗体検査では不可としております。

なお、日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

（2）日本から出発する際に、日本の空港の航空会社チェックイン時に、必要書類（PCR検査陰性証明書、ホテルや住居情報、海外旅行保険、ホテル隔離の場合の資金（銀行残高等）、南アの新型コロナアラートアプリのダウンロード等）を厳格に求められる場合がありますので、事前に航空会社に確認してください。

（3）南アに到着すると、検疫のためのスクリーニングが行われ、症状があるか否かを確認します。スクリーニング（検温等）の際には当局の指示に従ってください。

渡航者が自主的隔離を行わねばならない場合に備え、宿舎の予約証明・住所等を提示を求められる場合があります（当面の宿舎の予約書・住所（住居契約書）写し）等をご用意しておくことを



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

お勧めします)。これまで入国された方によれば南ア当局はPCR陰性証明を提出し、症状がなければ自己隔離は指示されていないとのことです。気になる方はスクリーニングの際に、自主的な隔離が必要かどうかを当局に確認してください。

(4) 仮にスクリーニングで症状が確認された場合には、強制的に COVID-19 検査の実施を求められ、陽性の場合には政府指定の隔離施設(10日間)での隔離が行われます。同検査と隔離施設宿泊の経費は自己負担になります。

(5) 旅行者は、海外旅行保険の加入及び COVID-Alert アプリ (Covid Alert SA) のダウンロードが推奨されています。

3 南アからの出国

(1) 南ア出国に際しては、日本人の方は日本入国の際に PCR 検査陰性証明を用意いただく必要はありませんが(乗り継ぎ地で必要な場合を除く)、日本入国時に外国籍者に対しては PCR 検査の陰性証明書を求めていることから、南アの空港出発時の航空会社でのチェックインの際に PCR 検査の陰性証明書を求められる場合があります。つきましては、当面の間、当館で領事レターを用意することも可能ですので、ご希望される方は、下記リンクにアクセスいただき所要事項をエクセルファイルに入力の上、下記メール宛に送付してください。

●搭乗者情報リンク <https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100043480.xlsx>

*フライト情報(乗り継ぎ便も含めて)も記載願います。

●宛先: consul@pr.mofa.go.jp

(2) 一部の航空会社は、南ア出発フライト便の搭乗手続きに際して、成田空港到着乗客を対象に、日本の厚生労働省のオンライン(検疫)質問票を登録した際に受信する QR コードの提示を求めています。この申告は、本来日本入国時に行うものですが、万が一チェックイン時に登録した場合は、必ず日本到着時の状況を踏まえて修正入力を行ってください(虚偽の申告をした場合罰則規定がありますので注意してください)。

<https://args-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

(厚生労働省オンライン質問票)

4 (1) 南ア内務省は、ロックダウン期間中に失効した合法的なビザの有効期限の救済措置を 2021年1月31日まで延長すると発表し、ビザの有効期限が満了していても自国に向けて南アを出国する場合は、望ましくない人物(南ア再入国禁止)に指定されることなく出国できる由です。

(2) 南ア内務省は、ロックダウン期間中に失効した、また2021年6月30日までに失効する ICT (Intra-Company Transfer) ビザ保有者に対する救済措置も発表しております。詳細は以下をご確認の上、最寄りの内務省または VFS にご確認ください。

<http://www.dha.gov.za/index.php/notices/1388-temporary-visa-concession-for-holders-of-intra-company-transfer-visas-currently-resident-in-the-republic-of-south-africa>

(3) 南ア国内でのビザ更新の受付は VFS 社を通じて申請受付が開始され、国外の南ア大使館等でもビザ申請受付が開始されています。

5 エスワティニ及びレソトの入国

●エスワティニでは、11月19日から、全ての国からの渡航を可能としましたが、入国前72時間以内の PCR 検査の陰性証明書の携行が必要です。

●レソトでは、11月23日からブルーステージ(レベル2の感染症対策)に移行し、全ての国からの渡航を可能としましたが、旅行前72時間以内の PCR 検査の陰性証明書の携行が必要です。

参考: 当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(関連最新情報)

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100041885.pdf>



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

(Q&A)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※*南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所 : 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話 : +27 12 452 1500 領事・警備